

11月1日  
から

# 太陽光発電の 新たな買取制度がスタート。

例えば、太陽光発電システムにより家庭で作られた電力のうち、自宅で余った電力を、これまでの倍程度の価格である48円/kWhで電力会社に売ることができる制度です。<sup>1) 2)</sup>

1) 住宅用の太陽光発電設備の発電能力が10kW未満の場合

2) 導入当初は住宅用(10kW未満)は48円/kWh、それ以外は24円/kWh。自家発電設備等併設の場合はそれぞれ39円/kWh、20円/kWh



広げよう！太陽光発電！

## 買取対象は余剰電力

太陽光発電システムで作られた電力のうち自家消費せずに余った電力が買取対象となります。既に設置された太陽光発電システムも対象となります。

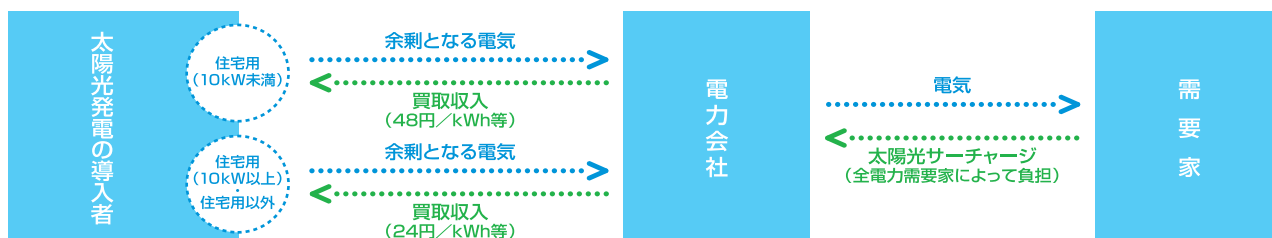
## 買取期間は10年間で買取価格は固定

設置する用途や年度毎に買取価格は異なりますが、それぞれ価格を10年間固定して買取が行われることとなります。<sup>3)</sup>  
3) 発電設備等に変更がない場合

## 全員参加型

買取費用については、電力を使用する方々全員で薄く広く御負担いただくこととなります。標準的な一般家庭の場合、一ヶ月あたり数十円～100円未満の負担です。

### ●買取制度の概要



※自家発電設備等併設の場合は住宅用(10kW未満)は39円/kWh、それ以外は20円/kWh

<http://www.enecho.meti.go.jp/kaitori/>

● 詳しくは買取制度ホームページをご覧ください。【問い合わせ先】資源エネルギー庁太陽光発電買取制度室03-3501-1511(内線4455～4458)  
システム設置の際の強引な勧誘や制度についての誤った説明等には十分にご注意ください。 紙へリサイクル可